

## 学生の行動制限の強化について

2020年6月2日通知

2020年6月25日更新

2020年7月10日更新

2020年7月15日更新

2020年8月5日更新

理事（社会連携・学生担当）

この行動制限の指針を遵守したからといって新型コロナウイルスの感染リスクから完全に逃れられる訳ではない。しかし、この行動指針は君たち自身や周りの大切な人が重症化や後遺症のリスクに晒される危険性を軽減し、もし君たちが感染した場合にSNS等を通じた言われなき誹謗中傷から自身の身を守るために必要なものである。

最近の県内感染者ならびに全国的な新規感染者の増大を受け、学生の行動制限を下記の通り強化する。

引き続き、健康管理事項（①「長崎大学健康管理システム」<sup>\*</sup>）による自らの健康状態の把握、②行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握、③新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA<sup>\*\*</sup>）を極力活用した陽性者との接触確認の把握）を厳守すること。

もし、37.5度以上の発熱等体調不良がある場合及び発熱から解熱後の2日間、ならびに陽性者との接触が確認された場合には必ず登学を控え、長崎大学保健・医療推進センター<sup>\*\*\*</sup>）に電話連絡し、指示を仰ぐこと。\*\*\*\*）

陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学病院においてPCR検査を実施する。  
\*\*\*\*）

### <sup>\*</sup> 長崎大学健康管理システム：

LACS等と同様にWebブラウザでアクセスでき、各自の体温や体調を日々記録して、健康状態の管理を行うことができるシステムで、下記のURLからアクセスできる（8月7日（金）より運用開始）。

長崎大学健康管理システム：

<https://hms.hc.nagasaki-u.ac.jp/>

### <sup>\*\*</sup> 厚生労働省（HP）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

<sup>\*\*\*</sup>） <体調不良や感染予防等の相談窓口>長崎大学保健・医療推進センター  
TEL：095-819-2213、2214

<sup>\*\*\*\*</sup>）病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

<sup>\*\*\*\*\*</sup>）保健・医療推進センターや長崎大学病院に直接行かないこと。

◎今回の主な改正点

➤【国内移動】

8月5日（水）以降、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県（以下「制限地域」という。これらの地域での単なる乗り継ぎの場合は除く。）への観光、娯楽等不要不急の目的での移動を禁止する。インターンシップ参加を含む就職活動、実家への帰省等でやむを得ず制限地域に移動した場合や制限地域からの来訪者に会った場合には、長崎に戻った日及び当該来訪者に会った日から2週間は自宅待機を要請する。

加えて、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（以下「警戒地域」という。）への不要不急の移動及びそれらの地域からの来訪者に会うことについても感染拡大防止の重要性に鑑み自粛すること。

➤【海外移動】

帰国後2週間は公共交通機関を利用せず、入国地（成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡国際空港等）周辺のホテル等に待機し、制限地域から長崎に移動した場合にはさらに2週間の自宅待機を要請する。

➤【飲食】

アルコールを伴わない会食等についても以下の点に留意すること。

- 1) 3密回避等の感染防止策が十分取られている場所を利用すること。
- 2) 自らも3密回避に徹すること。
- 3) 会食等前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。
- 4) 会話は食後にマスクをして楽しみ、店内、BBQ等で大声を発しないこと。
- 5) 大皿料理の直箸使用、ならびにトング、食器、箸、グラス、盃等の共用は避けること。
- 6) 飲食店等を利用する場合、自己適合宣言マーク等の表示がある店を利用すること。

➤【感染者等の保護】

感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷、不必要な個人情報の発信は、厳に慎むこと。

記

1. 県外への移動について

・8月5日（水）以降、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県（以下「制限地域」という。これらの地域での単なる乗り継ぎの場合は除く。）への観光、娯楽等不要不急の目的での移動を禁止する。インターンシップ参加を含む就職活動、実家への帰省等でやむを得ず移動した場合<sup>※</sup>（単なる乗り継ぎの場合は除く。）や制限地域からの来訪者に会った場合には、長崎に戻った日及び当該来訪者に会った日から2週間は上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、自宅待機を要請する<sup>※※</sup>。

加えて、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（以下「警戒地域」という。）への不要不急の移動及びそれらの地域からの来訪者に会うことについても感染拡大防止の重要性に鑑み自粛すること。

また、その他の道県への不要不急の移動及びそれらの地域からの来訪者に会うことについても感染拡大防止の重要性に鑑み慎重に判断すること。どの地域であっても、マスク着用等十分な感染予防対策をとるとともに、上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動すること。

※) 8月5日（水）以前にインターンシップ参加を含む就職活動、実家への帰省等のために愛知県、岐阜県、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県に移動している者については2週間の待機義務の対象としない。その場合、検温等による健康管理を行い、登学の際には指導教員に事前にメール等で長崎大学健康管理システムの「過去報告データ」を提出し、登学の許可を得ること。

※※) 8月5日（水）以降にインターンシップ参加を含む就職活動、大学院入試等でやむを得ず制限地域に移動した者が2週間の待機期間中に対面式の集中講義、試験（研究科入試を含む。）、論文発表会、実習、実験等に参加せざるを得ない場合は、所属部局長に「移動の詳細（目的、日時、場所）を示す資料」及び長崎大学健康管理システムの「過去報告データ」を提出した上で登学の許可を得ること。

なお、忌引き等緊急を要する帰省を除く通常の帰省については、2週間の待機期間中に対面式の集中講義、試験（研究科入試を含む。）、論文発表会、実習、実験等の日程が含まれないように帰省の計画を立てること。通常の帰省については、2週間の待機期間中に対面式の集中講義、試験（研究科入試を含む。）、論文発表会、実習、実験等の日程が含まれても登学を許可しない。

・海外への移動については従来からの移動規制を継続する。留学等で海外から帰国した者については、帰国後2週間は公共交通機関を利用せず、入国地（成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡国際空港等）周辺のホテル等に待機し、制限地域から長崎に移動した場合にはさらに2週間の自宅待機を要請する。2週間経過後は上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守した上で行動すること。

・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

## 2. 入構について

・入構の際には、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている場所を利用し、自らも咳エチケット及び屋内や人と対面で会話をする場合のマスク着用を遵守することで3密回避に徹するとともに、手洗いや手指消毒をこまめに行うこ

と。

### 3. アルバイトについて

・アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等）を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている店舗等（飲食業については自己適合宣言マーク等の表示がある店）でのアルバイトを選択するよう強く要請する。

・スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

### 4. 集団での飲食ならびにカラオケ、スポーツジム等学外体育施設の施設利用について

#### 【飲食について】

・身内以外の者とのアルコールを伴う複数名での会食等については、県内外を問わず禁止する。

・アルコールを伴わない会食についても以下の点に留意すること。

- 1) 3密回避等の感染防止策が十分取られている場所を利用すること。
- 2) 自らも3密回避に徹すること。
- 3) 会食等前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。
- 4) 食事時の会話は控え、食後にマスクをして楽しみ、店内、BBQ等で大声を発しないこと。
- 5) 大皿料理の直箸使用、ならびにトング、食器、箸、グラス、盃等の共用は避けること。
- 6) 飲食店等を利用する場合、自己適合宣言マーク等の表示がある店を利用すること。

#### 【カラオケの利用について】

飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。

#### 【スポーツジム等学外体育施設の利用について】

クラスター発生の可能性が高いため、利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

・病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

### 5. 感染者等の保護

感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷、不必要な個人情報の発信は、厳に慎むこと。

## 6. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、さらなる強化が要請される可能性がある。本学から新たな行動指針等が出された場合等には、それらの指針等に従うこと。

以上